

令和 2 年 1 月24日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和2年1月24日（金曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田真悦君	2番	鈴木宏通君
3番	村松秀雄君	4番	吉田二郎君
5番	平吹俊雄君	6番	手島牧世君
7番	佐野善弘君	8番	藤田洋一君
9番	山岸三男君	10番	柳田政喜君
11番	前原吉宏君	12番	櫻井功紀君
13番	福田淑子君	14番	千葉一男君
15番	我妻薫君	16番	大橋昭太郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐々木義則君
町民生活課長	佐藤吉則君
町民生活課課長補佐	阿部伸二君
産業振興課長	小林誠樹君
産業振興課課長補佐	佐々木誠君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤俊幸君
事務局次長兼議事調査係長	高橋美樹君

議事日程

令和２年１月２４日（金曜日） 午後１時１１分開会

第１ 開 会

第２ 議長挨拶

第３ 説明及び意見を求める事項

１）農林業系汚染廃棄物の処理について

２）年金生活者支援給付金支給対象の判定誤りについて

第４ その他

第５ 閉 会

午後 1 時 1 1 分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 1 月会議、大変御苦労さまでした。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は 2 件です。おととい、町長から 2 つ目の案件について全員協議会で報告したい旨の通知をいただき、本日説明いただくことといたしました。

どうぞスムーズに全員協議会が進められるようよろしくお願いします。

本日の全員協議会、全員出席です。ただいまから会議を始めます。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） 1 月会議大変ありがとうございました。

それでは、本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日全員協議会で御説明申し上げますのは、農林業系汚染廃棄物の処理について及び年金生活者支援給付金支給対象の判定誤りについての 2 点であります。

初めに、1 点目の農林業系汚染廃棄物の処理について御説明申し上げます。

平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質を含む農林業系汚染廃棄物については、大崎地域広域行政事務組合が平成 30 年 10 月から実施した試験焼却において、一般ごみとの混焼による処理に問題がないことを確認しております。このことから、町といたしましては、町内の農家が保管している農林業系汚染廃棄物を混焼によって焼却処理を進めてまいりたいと考えております。

本日は、町内の農家が保管している放射性物質を含む農林業系汚染廃棄物の状況と今後の処理計画案について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

次に、2 点目の年金生活者支援給付金支給対象の判定誤りについて御説明申し上げます。

令和元年 10 月 1 日から施行された年金生活者支援給付金の支給業務を行う日本年金機構に対し、町が提出した所得世帯データの一部に誤りがあったことから、給付金の支給対象とならない 2 人の方に誤って支給されてしまいました。誤って支給された 2 人の方については、今後誤って支給した給付金を返納していただく手続を行ってまいります。

本日は、納付金を誤って支給したことが判明した経緯及びその後の対応等について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

議員の皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（大橋昭太郎君） それでは、早速、説明及び意見を求める事項、１）農林業系汚染廃棄物の処理についてに入ります。

それでは、総務課長、お願いします。

- 総務課長（佐々木義則君） それでは、１点目の農林業系汚染廃棄物処理につきましての説明員を紹介させていただきます。町民生活課長の佐藤でございます。
- 町民生活課長（佐藤吉則君） よろしく申し上げます。
- 総務課長（佐々木義則君） 同じく町民生活課課長補佐の阿部でございます。
- 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） 次に、産業振興課長の小林でございます。
- 産業振興課長（小林誠樹君） 小林でございます。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） 同じく産業振興課課長補佐の佐々木でございます。
- 産業振興課課長補佐（佐々木 誠君） 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは、早速、町民生活課長のほうから説明を申し上げます。
- 議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（佐藤吉則君） 私のほうから御説明申し上げたいと思います。

本日、お手元の資料に沿いまして、本町における農林業系汚染廃棄物の保管状況と試験焼却の実施結果、焼却処理計画、焼却から埋め立てまでの手順等につきまして御説明申し上げます。

詳細につきましては、阿部補佐のほうから説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。
- 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） それでは、お手元の農林業系汚染廃棄物の処理について、資料をもとに説明をさせていただきます。

資料のほう１枚めくっていただきまして、資料に沿いまして説明させていただきますが、まずは当町における汚染廃棄物の保管状況 というところでございまして、当町の保管状況の内容でございます。稲わらが個人所有地の６カ所に合計326トン、牧草が個人所有地のこれも６カ所に14トン、ほだ木が公有地、町の土地に１カ所、204トン、合計で544トンの汚染廃棄物が保管されている状況でございます。

下の表に移りますけれども、保管状況の というところで、濃度別にどのような保管状況な

のかというところで、稲わらにつきましては400ベクレル以上8,000ベクレル以下、この間で326トンという状況です。牧草、ほだ木、それぞれ14トン、204トンにつきましては、400ベクレル以下の廃棄物という内容になっております。

2ページ目をお開き願います。

済みません、着座にて説明させていただきます。申しわけございません。

2ページ目になりますけれども、平成29年6月18日に宮城県のほうから提示され、7月15日に県内市町村で合意された処理方針というところでございます。

課題といたしまして、一時保管を強いられている農家等の負担が非常に大きいということから、早期の処理着手が必要であるという課題がございました。提案といたしまして、処理方針（案）に基づき、自圏域内で農林業系廃棄物の処理を開始することとし、処理能力に余力を生み出すために一般ごみの受け入れを全圏域で協力するというものでございます。

具体的にはどういったことかというところで、1つ目といたしまして、既に農林地還元を行っている市町村はそのまま農林地還元による処理を実施する。農林地還元の意向がある市町村も、準備が整い次第、農林地の還元を開始する。

2、焼却意向がある市町村は、自圏域で農林業系廃棄物の試験焼却を開始する。

3、農林業系廃棄物を保管していない市町村及び焼却を行わない市町村は、他県域からの一般ごみの受け入れで農林業系汚染廃棄物の処理を促進する、そういったものでございます。

下のほうに移りまして、大崎圏域1市4町の確認事項、こちらにつきましては平成29年6月30日の確認事項でございます。

1、大崎圏域の農林業系廃棄物は、宮城県の処理方針に基づき実施することを確認。

2、具体的な処理方法は、それぞれの市町の考えを尊重。

3、400ベクレル以下の農林業系廃棄物は焼却以外の処理方法の実施に努力するといったものでございます。

3ページ目に移ります。

試験焼却の結果についてでございます。

1、各クールにおいて、各焼却施設における排ガス等及び最終処分場における放流水等に含まれる放射性セシウム濃度は、いずれも設定した基準値以下でありました。

2、前処理作業、一般ごみとの混焼、焼却灰の埋め立てまでの一連の作業工程において、予定どおり安全に実施することができました。

いわゆる問題がないということを確認したような内容なんですけれども、下の表に大崎東部

クリーンセンター、表の一番下段に載っておりますけれども、試験焼却の混焼実績、ごみの焼却量が2,993.9トン、左の内訳といたしまして、通常ごみがうち2,980.28トン、牧草・稲わらの汚染系の廃棄物は13.62トン、混焼した量でございます。その焼却によって出た焼却灰が289.54トンという内容でございます。

右に表が展開していきますけれども、排ガスについては不検出、焼却灰についても全て基準値以下、空間線量につきましても基準値以下というような結果でございました。

下の表につきましては、三本木の最終処分場のデータでございます。こちらを示しておりますとおり、基準値以下というような内容でございます。

4 ページ目、お開き願います。

今後の処理計画案ということでございますが、まず、焼却対象につきましては、400ベクレル超8,000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物といたします。

平成28年に環境省が測定した結果を基本とし、放射性セシウム濃度が400ベクレルを超えるロッドを対象といたします。ただし、ロッドを全て再測定いたしまして、8,000ベクレルを超えるようなものが出てきた場合は対象外といたします。

2、焼却処理期間でございますが、約7年間を見込んでおります。

3、焼却灰の放射性セシウム濃度の上限でございますが、1,193ベクレルと設定いたします。

4、空間線量の上限でございますが、0.23マイクロシーベルトと設定いたします。

5、前処理作業の担当、1市2町が保管している農林業系汚染廃棄物をそれぞれの市町で前処理施設を担当するという事にいたします。

4 ページの下処理計画の表でございますけれども、上段が涌谷町、下が美里町というところで、令和2年から令和8年まで、それぞれ1年間に焼却する量をトン数であらわしている表でございます。令和2年度、美里町は24.3トン、令和3年が70.1トン、令和4年が28.6トンというような形で、令和8年まで合計325.8トン、約326トンの稲わらを焼却する予定という内容でございます。

5 ページ目、焼却から埋め立てまでの手順 でございます。

現在、6カ所に保管されております稲わらを濃度測定、重量測定をしながら前処理施設に移送いたします。

前処理施設のほうでは、飛散防止のため大型テント内で細断処理を実施します。細断処理後、袋に小分けして密封し、専用車両で焼却施設に移送するという内容でございます。

焼却施設で混焼するというところですが、セシウム濃度の低いものから混焼する計画でござ

ざいます。

下の表に移ります。

手順の ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦 㿧 㿨 㿩 㿪 㿫 㿬 㿭 㿮 㿯 㿰 㿱 㿲 㿳 㿴 㿵 㿶 㿷 㿸 㿹 㿺 㿻 㿼 㿽 㿾 㿿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑

搬入前の車両の計測。これは、計量器において運搬車両を計量し、車両重量をもとに搬入量を確認させていただきます。搬入時間につきましては、通常ごみの搬入時間外といたします。

搬入後の車両の計測。計量器において、車両重量を再計量し、正確な搬入量を記録いたします。

8 ページ目でございます。

混焼計画でございますが、袋詰め焼却対象物につきましては、作業員が放射性セシウム濃度に応じた量を適宜直接ごみピットに投入いたします。もちろん、このときには作業員は防護服・防護マスク・手袋を着用するものといたします。

下の環境管理計画でございます。

監視体制ということになるんですけれども、まず から までそれぞれ区分ごとに基準を設けることで監視体制を整えてまいります。

焼却灰中の放射性セシウム濃度、週 1 回監視体制を整えます。

排ガス中の放射性セシウム濃度、基準が月 1 回以上というところですが、月 2 回計画しております。

バグフィルターの点検、基準が年 1 回でございますが、年 2 回ばいじん計で常時監視するというものでございます。

敷地内の空間線量、こちらについてはモニタリングポストで常時監視いたします。

敷地外の空間線量、こちらにつきましてもモニタリングポストで常時監視いたします。

焼却灰運搬車両の空間線量、こちらにつきましては毎日監視というか、計測させていただきます。

9 ページ目は、東部クリーンセンター周辺のモニタリングポストの設置箇所位置図となっております。

美里町につきましては、下小牛田コミュニティセンター、町立の不動堂小学校前、和多田沼のセーフティタワー、こちら 3 カ所にモニタリングポストを設置しております。あと、東部の施設内に 1 カ所モニタリングポストを設置している状況でございます。

9 ページ、下の表になります。

環境管理計画というところで、空間線量、こちらの限度値を0.23マイクロシーベルトといたしまして、こちらの限度値を超えた場合、即座に焼却作業を中断し、原因を検証することとしております。

10 ページ目をお開きいただきたいと思います。

環境管理計画 でございますが、焼却施設の排ガス中の放射性セシウム濃度につきましては、こちらの計算式で求められ、基準値を超えた場合は即座に中断をいたしまして原因を検証することにしております。同じく、焼却施設の焼却灰の放射性セシウム濃度につきましても、設定値でございますが、最大でプラス800ベクレルまでと設定いたしまして、これを超えた場合、焼却を中断し原因を検証することとしております。

最後に、説明会等の開催状況というところでございますが、こちらの表につきましては、未来の日程につきましても一部記載しておりますけれども、未来の部分につきましては案というところで御理解いただきたいと思います。

平成30年8月26日、農林業系汚染廃棄物の試験焼却に関する説明会、駅東地域交流センター。

平成31年1月6日、中間報告会、涌谷町公民館交流ホール。

令和元年9月17日、結果報告会、涌谷町公民館交流ホール。

令和元年10月10日、農林業系汚染廃棄物の処理に関する意見交換会、大崎市三本木総合支所。

令和2年1月24日、本日でございます、美里町議会全員協議会。

令和2年2月9日、美里町住民説明会、駅東地域交流センター。

令和2年2月14日、美里町行政区長会議、美里町農村環境改善センター。

令和2年3月上旬、美里町議会3月会議にて当初予算の計上を予定しております。

令和2年11月ごろ、農林業系汚染廃棄物処理の実施。

令和3年3月中旬、美里町住民説明会（実施状況報告）、場所につきましては駅東地域交流センター、以上を予定しております。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま、農林業系汚染廃棄物の処理について説明をいただきました。

皆さんのほうから意見、質問等、何かありませんか。手島議員。

○6番（手島牧世君） まず、1ページになります。保管期限に関してなんですけれども、ほだ木についてはあるのかどうかお願いいたします。（「ほだ木を保管しているかということですか」の声あり）保管期限。（「ちょっとほだ木の保管期限については調べさせていただいてよろしいでしょうか」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 6ページからになるんですけれども、前処理計画の中にある細断作業等の作業員の防護服・防護マスク・手袋に関してなんですけれども、袋詰めの作業もそうなんですけれども、こういったものが、例えばそういったものは1回ごとに廃棄してまた新しいのを

使うものなのか、その辺を教えていただければと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。

○町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 1回ごとに使い捨てするものになっております。（「最後です」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） はい。

○6番（手島牧世君） こちらのほうの細断作業等の実務量というんですか、日数とか時間とか、そういったものは大体どれくらい作業がかかるのかは把握されているんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。

○町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 1年目ということによろしいですか、令和2年度ということで。令和2年度につきましては、実質11月から3月を予定しております。まず、その期間内に24.3トン、量的には処理する計画でございますが、それ以外に全ての保管している牧草・稲わらの濃度と重量の再調査をやる予定にしております。それで4カ月ないし5カ月ぐらいは要すものと今のところ計画しております。細断そのものにつきましては、大体20日間ぐらいでできる内容の量となっております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 質問がかぶるかもしれませんが、4ページの焼却計画の中で、令和2年度は本町は24.3トンで、1日に2.17トンを焼却という計画なんですけれども、24.3トンを1年かけて焼却するという計画ですよね。それでいいですね。それで、1日2.17トンという量、これ私はもう少しふやせないのかと思うんですけれども、この根拠、1日の焼却、どういう量でこの2.17トンなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。

○町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 4ページの下の方でございます。東部クリーンセンターの濃度別の焼却量ということでございまして、こちらは平成30年に実施した試験焼却をもとに濃度ごとに焼却できる量を設定させていただいております。濃度が低ければ量を燃やせる、濃度が濃ければ量は少なくしか燃やせないという内容でございまして、400ベクレルから1,000ベクレルの濃度であれば1日2.17トン燃やせます。1,000から2,000ベクレルの濃度であれば約半分、1.08トン、2,000から4,000になればまたその半分、0.54トン、4,000から8,000ベクレルのちょっと濃度の高いものについてはその半分、0.26トンが1日の処理上限量というところで、試験焼却の結果、導き出した処理量でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○ 9 番（山岸三男君） 今、既に試験焼却していますよね。去年でしたか、試験焼却をして終わっているんですけども、これから焼却する計画として本町は今年度は24.3トン、それも焼却する前にいちいち測定をして、その中でこの400から1,000のところは2 . 何トンの焼却をするという計画でよろしいですね。

○ 議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。

○ 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 説明が少し足りなくて申しわけございません。特に美里町というよりは大崎広域の全体の基準ということで、上限量として設定しているところでございまして、今議員さんがおっしゃるように、全てをまた、はかります。今、稲わらにつきましては、美里町の場合、この表で見る限り400から2,000の間が今ない状況でございます。これは平成29年に測定した内容ですので、若干の変動は今回はかる過程で出てくる部分は想定されるんですけども、まず、この2,000から8,000の間が大半を占めるのではないかなと、測定した結果の推測される中で、この1日の大体の広域のほうで焼却できる焼却量を目安に処理をかけていくというような内容でございます。

○ 議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○ 9 番（山岸三男君） 一応、計画では令和8年で終了ということによろしいんですか。完全終了できるものという計画でよろしいんですか。

○ 議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。

○ 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 計画では、令和8年で終了という内容でございます。

○ 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。柳田議員。

○ 10番（柳田政喜君） 2点確認させてください。

牧草・ほだ木、こちらの計画はいまだにまだできていないということによろしいですか。

○ 議長（大橋昭太郎君） 佐藤課長。

○ 町民生活課長（佐藤吉則君） 今の牧草とほだ木なんですけれども、ほだ木につきましては、とりあえず町の施設のほうに置かれておりまして、今のところそのままというか、それにつきましては先ほど阿部補佐が説明したとおり、焼却できるのは400ベクレル超、8,000ベクレルの部分です。これは広域のほうでもともと決まっていたもの、基準として。ただ美里町としては今までは焼却以外、いろんな面で処理できる状況にないということで、ずっと全量焼却ということで話をしてきました。

ただ、試験焼却の結果が出まして、この焼却の計画をつくっていかなければならないという中で、一番問題になったのが最終処分場の周りの方の、やっぱり住民の方の同意を得るという

のが必要になってきていると。それで、大崎市では説明を何回も重ねながら、ある程度しょうがないのではないのかというところまで、住民の方のお話を聞いてそういう状況になったということで、その際に、その地域の住民の方は、400ベクレル以下は焼却しないということだったんですけども、話の中では、もっと濃いのもすき込みとかできるんじゃないかと、なるべく持ってくるのを少なくしてもらいたいというような話等がありまして、それで、この本焼却をするに当たりまして、前から広域のほうで考えていた400ベクレル超についてのみ焼却を行うということで、あとは400ベクレル以下につきましてはすき込み等、各市町で対応してほしいと、対応するというのでそういう流れになりまして、結果的に400ベクレル以下は焼却が広域ではできないということになりました。

それで、先ほどもちょっと話しましたが、ほだ木につきましては町の施設に今保管してあるということなんですけれども、14トンの牧草につきましては農家の方に保管していただいているということで、今後はすき込み等も検討に入れていかなければならないということで考えております。あとは、その辺も含めながら、農家の方に話を聞きながら、いろんなその他の焼却以外の方法があるのか、なるべく早く探っていきたいということで考えております。（「まだ決まっていないということですね」の声あり）そうです。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） それと、計画が令和8年まであります。それで、今の時点で震災以降、翌年からでしたか、保管が始まっているのは。それで、農家の方の農地であり、置き場所であり、ずっと制限しているということで、その人たちに対しての補償というのは東電のほうに聞いてくれているかということで、してもらえるのかということで前にお願いしたと思うんですね。それで、計画が大体決まりました。計画案ではまだ7年後です。そのような形の中で、その辺の補償の部分は町として音頭をとって考えているのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 佐藤課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） その辺は当然町として音頭をとって、その辺は手続を進めていかなければならないと考えております。（「わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。吉田二郎議員。

○4番（吉田二郎君） 焼却の時期なんですけれども、せんだって、新聞報道で隣町涌谷は新年度予算が決まる11月に大体実施したいと。大崎市の場合だと焼却の時期はその時点ではまだ明示していないというような新聞の記事だったけれど、本町においては、11月とかにしていたんですけども、その時期で大体よろしいのか。

- 議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。
- 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） まず、2月上旬に開催されます住民の説明会も踏まえまして、やるべきか、やらざるべきか、町の方針の決定というのがその後に出てくるものだと思いますが、計画といたしましては、令和2年度の11月ごろというところで今のところ計画というのはしてございます。
- 議長（大橋昭太郎君） 吉田二郎議員。
- 4番（吉田二郎君） そうしますと、費用的な面というの、前に何かいろいろな細断というのがありますよね。これは全部国の費用で賄っていくのか。
- 議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。
- 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 国の補助事業100%でございます。
- 議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。
- 4番（吉田二郎君） あと、令和7年にこの4,000から8,000のやつが4倍ぐらいの量で出たということは、平均的に大体混焼すればいいんじゃないかなと思うんだけど、これは何か特別な要素があるんですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。
- 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 現時点での計画の内容でございまして、この計画には大崎市の量も入ってまいりまして、計画の中にはです。施設のほうも東部の3施設、玉造と中央と、あとはこちらの東部のクリーンセンターを使う計画で、それぞれ施設の混焼できる量に制限がございますので、その施設内である程度調整する内容で数字はちょっとばらつきが出ていくという状況でございます。（「はい、わかりました」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。吉田議員。
- 1番（吉田眞悦君） 先に、焼却の関係からお願いしたいと思いますが、これは試験焼却と同じ流れでやりますよという考え方でよろしいんですね、基本的に。
- 議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。
- 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 同じ考え方でございます。
- 議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。
- 1番（吉田眞悦君） それで、この前処理は各自治体が責任を持ってやるという、それで、この前処理の部分について、本町では6カ所で保管されていると。そのときに、その6カ所でそれぞれ移動して処理をするものか、もしくは1カ所でその前処理で何らかの形で運んできてそこでやるものか、そのところ、考え方。

- 議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。
- 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 前処理施設につきましては1カ所を想定しておりまして、そちらの前処理施設にそれぞれ農家で保管されておりますロールを運んで前処理をするという内容でございます。
- 議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。
- 1番（吉田眞悦君） ということは、今の1カ所で固定型だよということですよ、前処理するのは。それで、そこに運ぶことに関しての説明とか、何も一切今のところないんですよ。だから、今後説明する中では、やっぱりそういうこともきちっと説明をしていかないと、話が違うんではないのかということになりかねないと思うので、そのところはきちっとやっていったほうがいいと思いますが、いかがですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。
- 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 保管場所から前処理施設へ運搬する過程の部分ですね、それをもうちょっと資料のほうに明記させていただきまして、説明を詳しくさせていただきたいと思います。
- 1番（吉田眞悦君） それと、今後の予定の中に、新年度の予算に反映させていくというようなことなんでしょうから、それについては当然その空間放射線量の測定から始まっていくと思うんですが、あとはその前処理施設の設置、それらについては各自治体で責任を持つということ、広域のほうに持っていく焼却に係る部分はその後の4カ月分、それも含めてという考え方でよろしいんですか、予算の組み方というのは。
- 議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。
- 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 当初予算の内容でございますが、前処理までは自治体の責任でやりますという内容ございまして、焼却施設の搬入までの部分でございます。焼却から灰の埋め立てまでは大崎広域のほうで事業を実施するというような内容でございます。
- 1番（吉田眞悦君） それに伴って町での負担分は入らないのかということです。
- 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 済みません。広域で事業をしていただきまして、それに対する負担金として発生する内容でございます。
- 1番（吉田眞悦君） 当然の話だから、そこまで入りますよということですね。（「はい」の声あり）

では次に、もう一つ、先ほどもちょっと話が出ていましたけれども、焼却以外の部分なんです、まだ決まっていないということですが、基本的にはみんな合意している、ここにも書い

ていますけれども、400ベクレル以下については焼却以外の処理でということで、なかなかうちの町だと、正直公有地でほかの市町村みたいな牧草地があるとか、そういうところがうちの町にはないんですよね。それで、この牧草の14トン、現在も14トンあるかどうかわかりませんが、だからあとほだ木の関係ね。町としてやはり1カ所に責任上集めましたと、それはいいことだと。ただ、その後の先が見えないと、今の話ではそういうことですよ、処理の方法が。だから、やはりそっちのほうであっても確かに町有地の敷地には置かれているけれども、ただ今後それがずっと長年また放置ではない保管なんだろうけれども、放置されるような状況にもなりかねない行き先がないもの、わからないものだからね。だから、同時にやはり進めていかないとなかなか難しくなって、後からかえってひどくなってくるのではないかと思うので、そのところはやっぱりきちとした対応を考えていかないとだめだと思うんですが、いかがですか。

○議長（大橋昭太郎君） 佐藤課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） 議員おっしゃいましたとおり、その辺についても、いろんな方を検討しながら、いろんな話はあるんですけども、実現可能なのかどうなのか、その辺も検討しながら、当然町のほうからそういうのが早目早目になるようにこれも考えて進めていきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。福田議員。

○13番（福田淑子君） まず、この案を決めたのはいつ、誰が決めたんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 佐藤課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） この案につきましては、最終的には町長とお話をしまして、こういう内容で進めたいということで町長に了解を得ています。（「いつという、日にち」の声あり）この計画案につきましては、試験焼却が終わった後について、事務担当の中で本焼却する際にはどういうやり方とかあるか、あとどれくらい、先ほども濃度によって焼却する期間が違ったり、量が違ったりというのがありまして、そういうのを大崎広域なり、あと大崎市と美里町、涌谷町の担当が集まりながら、いろんな調整をしたりとか、総意として最終的にでき上がったということでございます。（「いつ決めたの」の声あり）うちのほうの町で、これで説明をする、説明会を行うと決めたのは、先週の話です。

○13番（福田淑子君） 簡単に、この計画を決めたのはいつですかと。それから、どの機関で決めたんですかと、単純に聞いているんですけども。難しくない。

○議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。

○町民生活課課長補佐（阿部伸二君） あと、済みません。第1回の廃棄物処理の担当者会議ということで、昨年の令和元年9月25日に広域のリサイクルセンターのほうで会議がございまして、その際、今後の処理方針というところで1市2町の処理方針が示されました。その後、各市町で協議しながら、令和元年の12月下旬ぐらいまでにはそれぞれの市町で方針が定まりまして、大崎市のほうでも説明会が開催されているという内容でございます。

今回、使用させていただきました資料につきましては、年明け早々、それぞれから決裁をいただきまして、この資料案で説明会をしましょうということで、資料のほうは確定といたしますか、決裁をいただいてきょうの場に臨んでおります。

○13番（福田淑子君） だから、いつ、誰が決めたのかと。その日にちと誰が決めたのというふうに聞いているだけなんだけれども。一般質問で聞いたら、この計画は知らないという話だったので、今の話を聞くと知っているということだね。おかしいでしょう。だから、いつ、誰が決めたんですかと、簡単に聞いているんですけれども。いつ、どこで協議して決めたのかと、簡単なことなんだよね。

○議長（大橋昭太郎君） 佐藤課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） 基本的なものは、事務担当会議等の中でおおむね示されたとか、そういうのがありまして、それをもとにあと各自治体のほうで自治体ごとに内容を変えたりとしまして、それで決定しているという。（「どこの協議で決めたの」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 佐藤課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） この美里町の資料につきましては1月21日ということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） それぞれの自治体がこの計画について策定していくという形にはなりますが、本町も最終処分場の関係だったり、あるいは焼却施設等を単独で持っているわけではございませんので、それぞれ関係市町の担当者等が量的なもの、あるいは時期的なものを昨年の9月から12月の下旬にかけて構想を練ってまいりました。それに基づいて、美里町としてはこのような焼却計画をつくったらどうかというところで担当者から起案がされ、町長が1月21日に決裁をしました。これに基づき説明会を開きたいという考えでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 基本的に、この案を決めた機関があると思うのね。単独で決めるわけがないんだから。だから、何回も言うけれども、一般質問で聞いたときに知らない、この計画

をね。これは大崎市が勝手に決めたんだというふうに答弁があった。だけれども、今聞くと、9月にもう既に示されて、いろいろ今まで協議してきたわけでしょう。だから、勝手に単独で決められるわけじゃない。1市4町、それから大崎の広域で決めたのということを具体的に聞きたいんですけども、だから、それはいつ決めたのという話です。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 一般質問で知らないというのは、大崎市がそれぞれ説明会を行いまして、大崎市がこのような考えでこのように計画では実施したいという説明をされたというふうに私のほうでは認識し、それについては大崎市さんのほうの計画策定でございますので、私のほうでは把握していないというふうにお答えいたしました。当然、美里はもう美里町なりにきちんとその計画をつくらなくてはならないんですが、しかし、お互い焼却する施設も同じですし、あるいは最終処分場も大崎市さんの処分場をお借りする形になりますので、時期も量的なものも含めて調整が必要になってきます。それで、大崎市さんだったり、あるいは大崎広域を通してほかの構成市町村との調整をしていって、美里町が1月21日に美里町としての焼却計画をつくったという形になります。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 単独でつくれるわけがないですよ。前に話したときには、美里町の名前も入っていて、1市2町、そして大崎広域の名前が入っていて、その機関で私はつくられたのかなと思ったんです、計画が。今、違う話をしているのでね。だから、誰がどこの機関で決めたのと。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤清一君） ちょっと話しがややこしいので、私もしっかりと把握できていないんですけども、この方向の方針、試験焼却からの方向は大崎広域1市4町で議論をして、1市2町でまず焼却できるということで試験焼却をするということでした。安全安心を確保して、それがしっかりとできた場合には本焼却に入りますよということも1市2町で確認して、あとの2町はすき込みをする、そういうような方向ですので、我々としてはやはり1市2町で古川と東部クリーンセンターで実施をする、そういうふうな方向でずっと動いていきました。そして、試験焼却が終わって、説明会をして、安心安全がしっかりと担保できたと、我々はそのように認識しております。そういうふうな中で本焼却に入りたい。そして、時期はまだ明確ではありませんけれども、そういうふうな中でおのあの説明会をするときにこのような方向でと、これは大崎広域なり、この1市2町の担当者がしっかりとつくったものですが、

その方向性をしっかりとつくったのは私たちでございますので、試験焼却の後には本焼却に入りますよという確認をして、安心安全を確保したならば実施しますよと、そういうふうな方向性です。

いつというのは、そういうふうな全体の流れですので、いつ決定したとか、そういうふうなことではなく、その一連の流れでそのような方向性でいきますよと、確認をしながらここまで組合会なりを通じて進めてきたところであります。これは、今後も、ですから、そういうふうな今度説明会をして、そして皆さんに説明をして、ある一定程度御理解をいただいたならば本焼却に入りたいと、そういうふうな方向の中でこのように、では、試験焼却の実施を、調査をしながらどの程度入れたらいいか、どのような処分量をしたらいいかということを含めてきたところでございます。

あと、さっき言った400ベクレル以下の牧草なりほだ木については、おのおの自分たちの自治体でしてほしいというふうな、そういう方向づけがありますので、ただ、私たちのところにはなかなかそういうふうなところがないと。ただ、ない、ない、燃やしてけろと言ったって、やはりなかなか灰処理の三本木の意向もありますので、そういう意味ではなかなか難しいという話も受けていますので、それは農家の皆さんに理解して協力をもらいながら、すき込みというふうな、なかなか理解はもらえませんが、これも粘り強く、そういうふうな形ですき込みをするような方向で進めてまいりたいと。全体の流れはそういうふうな流れで今進んでおります。ですから、いつ決定したのかと言われると、これはなかなかその組合会でも何日に決定したとかというのはありませんけれども、その一連の流れで事務が進められてきて、今度本焼却についての説明会なりに入る、こういうふうな計画を事務担当でつくっていただいて、そして説明会に臨むと、そういうふうな形でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 2点目なんですけれども、焼却する時間帯は何時から何時ですか。

○議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。

○町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 午前10時から深夜の1時までの15時間の計画でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 試験焼却のときは、夜間にしました。比較的空気がよどんでいる状態、よく流れない状態でやったんですけれども、今のお話を聞くと、10時だと昼間ですよ。そういうものに対して住民の人たちが大変健康の被害を危惧していると思うんですけれども、一番

はやっぱり住民の人たちの不安をどのように解消していくかということも私は大事だと思うんです。その辺はどのように今後考えているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。

○町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 今、福田議員さんおっしゃるとおり、焼く時間帯というのは非常に繊細な部分でございまして、試験焼却でやりました深夜帯、夜間帯を中心に今回の本焼却も考えております。ただし、全体量の部分で一部10時からと先ほど申し上げましたが、量的には10時からというか、全体量では夜間帯が多いんですけれども、焼く量も少量ではありますが10時から日中も焼却する計画となっております。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） だから、健康を危惧して夜中に今までやったわけでしょう。それが、今度日中焼くというのは、私は大変な住民被害、健康被害があると思います。

○議長（大橋昭太郎君） 佐藤課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） 試験焼却におきまして、混焼した際の排ガス濃度とか、そういうので不検出等ありまして、そういうことから、夜間だけでなく、早くなくなるため日中も焼却を行うということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。副議長。

○副議長（我妻 薫君） 基本的なところを確認したいんだけど、セシウム濃度というのは、町では計測する機械あるの。（「この事業に関して、現在ということ」の声あり）現在というか、前処理の担当が町だから、その計測機械というものはあるということなのか。

○町民生活課課長補佐（阿部伸二君） これから事業の中身で準備する予定となっております。

○副議長（我妻 薫君） 広域にはあるんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。

○町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 広域にはあると認識しております。

○副議長（我妻 薫君） あると認識している。では、町で今、保管しているものの濃度はどこではかっているの。

○議長（大橋昭太郎君） 阿部補佐。

○町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 宮城県で計測しているということです。

○副議長（我妻 薫君） それはセシウム134や137、区分けしてはかれる機械ですか。いいです、いいです。何で聞いたかということ、県の説明もそうなんだけれども、今現在、セシウム134がどれくらいあって、137がどれくらいあるか、さもわかっているような説明をするわけね。それを

足したならば1より低ければいいんだと、こんな説明をしているんだけど、そんな厳密な機器がどれほどこの県内に配付されているのかと。少なくともうちのほうにはないと。それが一つね。

この資料を説明して、何か専門家でもっともらしい説明をしているんだけど、ちょっとさっきも言った400ベクレルのそのベクレルとシーベルトの違いも当然出てくるんだけど、我々はベクレルよりもシーベルトなんですよ、気にするのは。その辺で、9ページでモニタリング施設、町内3カ所、これはさっきの説明では設置したような説明を聞いたんだけど、今もうあるんだっけ。（「はい」の声あり）今、行ってもなかなかスマホなんかで写せない、デジタルだからさ。計測値というのは、推移は全部町で保管できる、見ているんですか。（「原子力規制委員会のホームページで確認はできます」の声あり）これは、あくまでも町で監視しているわけではないということだね。町でも、そのホームページ自体は見られるという代物ね。そうすると、町のホームページに来れば、その経緯なんかが見られるということ。（「町のホームページではなくて」の声あり）そのホームページね、国のね。ということは、これは線量が高くなったらどうのこうのと書いているんです。そうすると、その管理は全て国に任せるということね。混焼する主体はどこなのよ。混焼する主体がその推移を見ながら運転するということはないわけね。

○議長（大橋昭太郎君） 佐藤課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） この数値の上昇とか、異常的に上昇とか、そういうふうになった場合は、大崎広域とか、そういうところに通知が来るようになっております。

○副議長（我妻 薫君） 操作している人たちが主体的に見られるものではないんだねって聞いているんです。いずれ、運転する主体がそれを監視しながらやっているのではないということね。国から数値が高くなったよと連絡来て初めてわかるわけね。せっかく、モニタリングポストを設置しているのに、その数値の変位を見ながら運転している体制がとれるのかと。これを見ると、焼却作業を中断しと書いてある。いいです、いいです、また人任せってことね。

あともう一ついいですか。8ページ、これは町の作業ではないんですが、以前、一般質問で聞いたことあるけれども、いずれ町が前処理したものを持って行って、ピットに入れるのは町ではないのね、広域の職員ね。ただ、この図を見てわかるように、一般住民が持ってきてピットに投入する投入口と同じね。（「はい」の声あり）同じでしょう。あそこ、がらんとあいているよね、ピット開けるんだから、入れるのに。あそこに入れたら攪拌するよね、ピットに入れたら。攪拌すれば、当然ピットの開き口から出てくるよね。その辺の防護対応はどうやって

いるの。当然、これ防護服着ているから安全みたいな写真で写っているけれども、この人たちが開けるのではなくて、このピットの搬入口全部がピットの中と同じような状況になっているということ、以前聞いたことあるんだけど。だから、その後に搬入する時間帯は決めているようだけれども、それ以外のその時間の後に行った一般の人もその同じピット搬入口を通るんです。そのときに、そこが安全だという保証は誰がする。以前聞いたことあるんだけど、前は二重のやつがあって、ドアが入り口も出口も二重になっていて外に出ないようにやっていましたよね、これは放射能を処理する前から。今は開けっ放し、その辺のやつなんかは全然対応されていなくて、さも作業員が防護服を着ていれば安全かのように言われているけれども、それは全然違うでしょう。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤清一君） 今、我妻議員さんからいろんな御指摘を受けましたので、それを受けて本焼却に向けてはそういうふうな安全対策は万全を期すために、組合会の中でもしっかりとその辺を、きょういただいた御指導をしっかりとやって、安全対策には万全に、一般の市民、町民の皆さんが入って安全だというのを確認してから進めるように働きかけて、しっかりと意見を言いますので、そういう面でしっかりと準備をしたいのと、そのように思っております。よろしくをお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 副議長。

○副議長（我妻 薫君） またもとに戻って、さっき手島さんの質問で、防護服、1回ごとに使い捨てだと。だから、さっき言ったように、放射性物質は防護服で遮断するんだけど、放射線は通すからね。あの防護服なんかは放射線を遮断するわけではないんだから、常に体に浴びるわけね、もし放射線を発していれば。そうすると、作業員の安全を考えたら、どれぐらいの作業日数がかかるかわからないけれども、線量バッジなんかは考えられるんですか。福島の作業をしている人たちはみんなつけながら、その日に何ぼになったか、累積でどれぐらいになったか、福島の人ほど強い線量ではないけれども、安全だ、安全だと言っているながら、そういう細かいところについては全然ね。（「はい、わかりました」の声あり）

あと、最後だけ言います。一番最初に、安全が確認され問題ないことを確認したと3ページで言っているのね。今の問題にも関係するんですけども、放射線量に閾値はないと言われていたんだよね。0.23マイクロシーベルトだから安全だとか、0.24マイクロシーベルトだったら危険なのかと。0.020マイクロシーベルトは安全なのか、そこの閾値はないんですよ。0.04が自然界と言われている中でも、超えれば超えるほど放射線の影響というのはあるということね。

その問題ないことを確認したと、さも全く安全だということの表現はちょっと使うべきではないと思うんだよね。400にしろ、8,000にしろ、そこに放射性を発する放射性物質があるということを確認しているんだから、それがゼロだというのはなら安全だと言ってもいいよ。あると言っているんだから、安全だというのはね。その認識だけはしないでほしいなと思います。

- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、この問題につきましては、焼却という問題につきましてはまた別の機会に。

それでは、続きまして、２）の年金生活者支援給付金支給対象の判定誤りについてに入ります。総務課長。

- 総務課長（佐々木義則君） それでは、２つ目の年金生活者支援給付金支給対象の判定誤りにつきまして、町民生活課長のほうから。
- 議長（大橋昭太郎君） ５分ほど休憩したいと思います。

午後２時３３分 休憩

午後２時３８分 再開

- 議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。
- 町民生活課長（佐藤吉則君） 年金生活者支援給付金支給対象の判定誤りということでございまして、概要につきましては、昨年の10月の消費税増税に伴いまして、低所得者対策の一環としまして、年間収入が一定額を下回る年金受給者を対象にしました年金生活者支援給付金の支給が開始されました。それに伴いまして、美里町では電算システム会社に委託をしまして、町内の全年金受給者から支給対象者を判定し、日本年金機構にそのデータを送付いたしております。しかし、その電算システム会社の判定時のプログラミングに設定の誤りがあったことから、誤って対象でない２人を支給対象者に含めて判定してしまい、報告してしまいました。このことから、支給対象でない２人に対しても日本年金機構のほうから年金生活者支援給付金が支給されてしまったということでございます。

経過につきましては、令和元年の７月８日に年金機構のほうに先ほどの支給対象者データを送付しております。それで、同年12月13日、送付したデータに基づきまして、日本年金機構では年金生活者支援給付金を支給対象者に支給しております。同年12月18日、電算システム会社のほうから判定時のプログラミングに設定ミスが発見されたという報告を受けております。報告を受けて町で調査したところ、２人の対象者が支給対象者に含まれ判定されてしまい、誤っ

て支給されていたことを確認しております。内容につきましては、1人が2カ月分で1万円、1人が7,236円となっております。この人たちに対しまして、ことしの1月20日でございますけれども、電話でそういう内容をお伝えしまして、直接謝罪に行きたいというお話をしました。ただ、1人につきましては文書の送付だけでよろしいということで文書を送付し、あともう一名の方につきましてはその文書を持って直接謝罪に伺いました。その際、返納についての説明も申し上げて、その2人につきましてはその辺は了承していただいたということになっていきます。

今後の対応につきましては、今後誤って支給した2人の方に対して、返金の手続が日本年金機構のほうから通知されるということで、あと返金してもらおうという内容になっております。

以上でございます。

- 議長（大橋昭太郎君） ただいまの説明につきまして、質問等ございましたら。手島議員。
- 6番（手島牧世君） 今、誤って支給したことに関しての経過というのをお聞きしたんですけれども、町の業務に対しての経過として、まずふだんからのチェック体制機能等についてどういうふうになっているのか、また、今回の委託している内容に関しては、防ぐことが可能なものだったのか、または防ぐことが不可能なことだったのか、お聞きしたいと思います。
- 議長（大橋昭太郎君） 佐藤課長。
- 町民生活課長（佐藤吉則君） システム会社のデータを、基本的に内容といたしまして、住民税が非課税の方に対しては支給されるということなんですけれども、扶養者が非課税で、被扶養者が非課税でない人もいるわけなんです。住民税につきましては均等割というのがありまして、通常であれば103万円以下であれば扶養になれるんですけれども、それが住民税の場合はそれ以下の人でも均等割がかかってしまうというふうになるわけです。それで、扶養者が非課税であるイコール被扶養者も非課税だという設定をして電算会社がプログラムをつくったということで、間違っただけで判定されてしまったということでございまして、これをなかなか町の職員がその辺まで見つけるというのはちょっと至難のわざと、実際のところできないということでございまして、あと、電算会社につきましては、その旨の今後チェック体制とか、そういうものの充実、こういうことが今後起こらないようにということでの注意をいたしまして、その回答の文書ももらっているところでございます。
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。千葉議員。
- 14番（千葉一男君） 今、こういう電算システム、いろんなのを使っていますよね。これで判定のプログラミングを変更するときのチェック体制、それが正しいかどうかというのは実際に

ういうふうな体制があるんですか。それだけお聞きします。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 通常の電算システムの業者とのそういった抽出要件等のチェックについては、通常、当然電算会社と要件の内容については口頭でというか、内容等の確認作業はするんですが、それが町のパソコンを使ってその設定を確認できるものであれば、職員も立ち合いの中でそれをチェックするということにはなっておりますが、今回のケースについては、町でその抽出をするために町のパソコンを使ってその抽出要件をチェックするというものではなくて、電算会社が独自のプログラムを使ってその抽出をするような仕組みになっておりましたので、そこまではチェックができなかったということでございます。通常の内部で設定する部分については、電算会社と立ち合いのもとにチェックする仕組みになっております。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 要するに、何かカードかなんかをぱっと入れると、全部チェックできるような体制にならないと、なかなか難しいんだろうと私なんかは感じるんですが、余りわからないからね。だから、そういうふうなことがきちっとチェックできる、強化できる、そういう仕組みが自分のほうで、あるいは我々のほうで強化できるようにならないと、こんなのがどんどん、どんどん、相手のエラーだから、相手のエラーだからと、そういうふうな仕組みに発展する可能性はあるんですか。今のままですか。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 今回、TKCのほうから再発防止策というところで、この開発プロセス、それからプロジェクト監視体制の部分の改善を図っていくということでございますので、それらの内容をこちらのほうで確認させていただいて、できる限りそういう設定ミス等がないようにこちらのほうもチェックをしていきたいと思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） この電算会社の名前はどこですか。（「TKC」の声あり）こういう場合に、電算会社がミスした場合に、町との契約とか違約金とか、そういうのはどういうふうになっているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 契約上についてはそこまで記載してございませんので、状況によっては損害賠償等を求めていくといった形になるということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 状況によってはということで、町でちゃんとその辺をきちっとしておかないと、状況、状況って、もう二度と起こってほしくないんですけども、やっぱりそういう場合、契約上の問題ですので、きちっと今からでもしていただきたいと思います。まさか美里町にあるとは思っていなかったのですね、なおさら。町だけが大きくぼおんと出てくるので、電算会社のミスとは余り思っていない、町民にしてみればね。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 今回は、全国127市町村であったというようすれども、お話ししていただいた中で、本町はお二人ということで少ないということだったんですが、その中で町が明らかに損害をこうむったというものがきちっと考え方としてできるのであれば、それを請求するのでいいんですが、このような間違いの中でどれくらい向こうのほうにペナルティーをとれるかというところは、まだ町としても明快な回答は出せないと思います。ですので、県内でも幾つかの市町村で同じようなケースがありますので、それらの状況を見ながら、もし2回も3回も続くんでしたらさらに考えなくてはいけないんですが、今回に関してはほかの市町村を見ながらといいますか、協議しながら、TKCに対するペナルティーといいますか、賠償請求を考えていきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） これからの状況でどうなるではなくて、ちゃんと契約なので、その辺を今からでもちゃんときちっとしておかないとね。

○町長（相澤清一君） これからの時代、多分みんな機械化になって、こういうふうな時代になるから、やっぱりその辺はこういうふうな小さなミスも大きなミスも同じだと思うんですね。そういう意味で、これから契約の時点において、やはりこういうふうな瑕疵があった場合には、しっかりとそのような体制を何とか契約の中に入れるなり、町としてのそのような形を整えていきたいと検討いたしますので、ありがとうございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、以上で町長からの説明及び意見を求める事項について終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

その他に入りますけれども、町長、副町長に残っていただきます。

午後2時52分 休憩

午後2時53分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

今、お手元に水道のみやぎ型管理運営方式に関する県民向け事業説明会が2月1日にあるということで、これは大崎市合同庁舎と白石市中央公民館の2カ所でやるということでございますので、都合のつく方はぜひ参加していただきまして、定員も設けられておるようですし、事前の申し込みも必要ようでございます。なかなかこんなことで説明会と言っていること自体が問題だとは思いますが、そのほかに3枚目に出前講座実施についての御案内ということで、もし希望があれば、これは宮城県の企業局水道経営課で出向くという意味だとは思いますが、この辺について、ちょっと町長のほう、今この資料を初めて目にしたようですので、もしあれでしたら意見を聞きたいと思って残っていただきました。

○町長（相澤清一君） 今、初めて見させていただきました。県の方針はそのような方向で県議会の条例案も通りましたので、令和4年度から実施するというような方向づけになっていると思います。そういうふうな中で、県ではやはり大きな事業、またコンセッションという別な形の事業なものですから、町民に広く説明したいということで、議会の議員の皆さん、そして県民の皆様の説明会をしたいということで、今回2月1日に県南、県北1カ所ずつにまずそうやって説明会をしたいと、そういうようなことでございます。ぜひ、興味のある方、またいろんなことをお聞きしたい方は2月1日に向けて、先着順でありますけれども、そのような形で申し込みをいただきたいなと思っております。

あとは、3枚目の内容ですけれども、出前講座については、いろんな関係、皆さんとちょっと協議をして検討してまいりたいと思いますので、少し時間をいただきたいなと、このように思っております。

○議長（大橋昭太郎君） そういったようなことでございますので、なかなか町でも取り組むのが大変なようでございますので、ぜひ2月1日、先着順だということで、早く申し込んで、都合つく方は聞いていただければと思っております。

町長さん、副町長さん、どうもありがとうございました。

その他ですけれども、広域行政事務組合、それから後期高齢者医療県民連合会の中で何か報告事項ありましたら、特別なければ。（「なし」の声あり）広域も特別ないですか。（「なし」の声あり）

それから、1月28日、議員講座に出席の皆さんは忘れずに御参加いただきますようよろしくお願いします。

それから、2月10日月曜日に、常任委員会の正副委員長を選任、議会運営委員会及び議会だ

より編集特別委員会の委員の選任などを行いますので、９時半までお集まりください。今は、局長の名前で案内が行っていると思います。

皆様からほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、これをもちまして全員協議会を終了します。

○副議長（我妻 薫君） 大変お疲れさまでした。

挨拶の前に一言、私ごとながら、12月会議など欠席させていただきまして、皆さんに御心配をおかけしました。無事戻ってまいりましたので、大変皆さんに本当に御礼申し上げます。

以上をもちまして、全員協議会を終わりたいと思います。

大変御苦労さまでした。

午後２時５８分 閉会